

たんぽぽ訪問介護の利用料(1回/月の1割負担分)は以下の通りです

* ()内の数字は単位数です。

* 2割負担の方は2倍、3割の方は3倍の料金になります。

				引き続き生活援助を行った場合					
				20分以上45分未満		45分以上70分未満		70分以上	
身体介護	20分未満	(179)	187円						
	20分以上30分未満	(268)	279円	(340)	354円	(411)	428円	(483)	503円
	30分以上60分未満	(426)	444円	(497)	518円	(569)	593円	(640)	667円
	60分以上90分未満	(624)	650円	(695)	724円	(767)	799円	(838)	873円
生活援助	20分以上45分未満	(197)	205円						
	45分以上	(242)	252円						
通院等乗降介助	1回につき	(107)	111円						
初回加算	1回につき	(200)	208円						
緊急時訪問介護加算	1回につき	(100)	104円						
生活機能向上連携加算	1ヶ月につき	(I) (100)	104円	(II) (200)	208円	要支援 2 (週3回程度)(Ⅲ)	(3,727)	3,884円	

(注)

- 訪問介護員2人で行う介護に該当する場合は、ご利用者の同意を得てサービスさせていただきます。この場合の利用料は、倍額となります。
- 夜間(18:00~22:00)・早朝(6:00~8:00)のサービスは、25%増しになります。但し、初回加算及び緊急時訪問介護加算は割り増しになりません。
- 訪問介護員自ら運転し訪問介護の通院・買い物等を行った場合、それに要したガソリン代は、1kmあたり30円を乗じた額となります。ただし、10円単位を四捨五入し、100円単位とします。また、最低額を100円とします。
- 初回加算：新規に訪問介護計画を作成したご利用者様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問をした場合、加算になります。
- 緊急時訪問介護加算：ご利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合、加算になります。
- 生活機能向上連携加算：ご利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時にご利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成した場合、加算になります。
- 特定事業所加算(Ⅱ)(初回加算、緊急時訪問加算、生活機能向上連携加算を除く)と地域区分加算が算定されている利用料です。
(介護職員処遇改善加算は含まれていませんので、別途かかります。)
- サービスに係わる所要時間は、訪問介護計画書の通りです。
- 利用料は、実質1円未満の端数が生じる為、ひと月分の合計請求額は、数円の誤差が生じることがあります。